

# 特定遊興飲食店営業を営まれる方へ

平成27年6月24日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び関連法令が改正され、新たに「特定遊興飲食店営業」が新設され、平成28年6月23日付で施行されます。概要は次のとおりです。

記

## 1 概要

深夜に、飲食店営業において客に遊興をさせるサービスを提供した場合には、歓乐的・享乐的雰囲気や過度なものとなったり、酔客が迷惑行為を行ったりして、風俗上の問題が生ずるおそれがあるため、これまでは、飲食店営業において深夜に客に遊興をさせることを禁止していました。

しかし、国民の生活様式の多様化が進む中、いわゆるクラブについては一定程度の深夜営業への需要があり、また、バンドの生演奏、ショー等についても時間帯にかかわらず飲食をしながら楽しみたいとの需要があるものと考えられることから、こうした需要を踏まえ、許可制、立地規制、年少者の立ち入らせ制限等の適切な規制の下で、風俗上の問題が生じないような方法で、深夜に客に遊興をさせる営業を営むことができるよう、特定遊興飲食店営業の制度を新設することとなりました。

## 2 「特定遊興飲食店営業」とは

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいいます。

## 3 営業所設置許容施設

営業所が、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される地域として都道府県の条例で定める地域内には、特定遊興飲食店営業を営むことができません。

滋賀県内では、風俗適正化法施行条例において、営業設置許容地域を指定していませんので、特定遊興飲食店営業を営むことができません。

しかし、ホテル営業又は旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため、特にその設置が許容されるものとして次の基準に適合するものであるときは、特定遊興飲食店営業の許可を得て営むことができます。

- (1) 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分をホテル等の営業を営む者又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場営業を営む者が管理すること。
- (2) バルコニーを設置する場合にあっては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- (3) 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客が営業所に入出りできるような構造であること。
- (4) 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。
- (5) 営業所が設けられるホテル営業又は旅館営業に係る施設がいわゆるラブホテル営業の用に供されるものではないこと。

図解(概要)

